

指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名

港湾部港湾管理課

1 施設概要

施設名称	秋谷船舶保管施設等
指定管理者名	株式会社昭和
指定期間	令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日(5年間)
評価対象期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

2 総合評価

<p>業務については、法令を遵守し、誠実かつ積極的に行い、施設の管理運営についても、清掃や設備点検、人員配置等、仕様書に沿って適切に行われたと認められる。</p> <p>施設利用者に対し、注意報・警報発令時には安全の注意喚起、施設からの撤収の呼びかけ、漁港門の閉鎖を行い、荒天時の対策として立入制限看板の設置や保管艇の移動を行うなど、適切に行われたと認められる。</p> <p>また、現地での事象があれば逐一報告し、津波災害避難訓練も自主的に行い、常に災害に備えている。その他子供用ライフジャケットの貸出、防犯対策の実施や定期的な施設点検や修理等も行っており、安全対策及び事故防止に対する姿勢を評価したい。</p>

3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理(共通)	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続が適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
	○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B	

施設管理（固有）	○港は漁業者と共同で使用するため、漁業の業務に支障のないよう配慮し、漁業者と共存が図れているか。	A	船舶保管施設利用者へのルール徹底によるトラブル防止や荒天時の漁船の揚げ降ろしの対応など、漁業者との共存が図れている。
利用者への配慮	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	B	
	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	B	
リスクへの対応	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	B	
	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	B	
障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	B	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	B	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	C	社内規定等で特段明記していない。
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	B	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	A	クレーンの点検など専門性の高い業務を除いた多くの業務を市内業者への発注している
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	B	
	○その他の地域貢献が行われているか。	B	
障害者雇用※ ※雇用義務のある団体（従業員を40人以上雇用している団体）のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率（2.5%）を達成しているか。	—	従業員数39人のため評価対象外
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	B	
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	B	
	○人件費の設定は適切か。	B	
	○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	B	

労働基準※ ※労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価	○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	B	
	○時間外・休日労働協定届（36協定届）の労働基準監督署への届出がされているか。	B	
	○社会保険や雇用保険に加入しているか。	B	
経費削減	○経費の削減の取組は行ったか。	B	
	○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	C	経費の削減を行っているものの、赤字であり、市民サービス向上の取組は実施できていない。
独自基準（港内環境維持）	利用者にマナーを遵守させ、漁港内の環境維持に配慮した管理運営が行えたか。	A	施設利用者へのマナー啓発に加え、漁港の航路付近のマリンスポーツ利用者への注意喚起など、港内環境維持に配慮した運営と認められる。
独自基準（安全配慮）	漁業者及び利用者の安全に配慮した管理運営を行えたか。	A	出入港時の航行に関する注意喚起や、ボートレスキューサービスBANへの登録案内、航路でのマリンスポーツ利用者への注意喚起など、安全に配慮した運営と認められる。

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集（申請）要項及び事業計画書のことをいう。

4 収支状況評価

支出が当初計画を上回っており、本社経費や印刷業務委託の削減などの対策により、経費削減を行っているが、赤字となっている状況である。市外料金導入による利用減（保管艇収入の減）や駐車場利用の減などが要因としてあるが、業務の見直しや収入増となるための自主事業など、赤字解消に向けた新たな取組みが求められる。